

提出日：西暦 2013 年 1 月 22 日

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所
報告者：林咲樹

研修テーマ	相続アドバイザー研修
主催者	NPO 法人 相続アドバイザー協議会
受講場所	新宿区高田馬場1-4-15
受講期間	2013.1.18～2013.1.21 の 4 日間
研修内容	<ol style="list-style-type: none">1 相続の基本の仕組み2 相続人の確定と戸籍、登記簿の読み方3 相続税の計算方法4 財産評価基本通達による不動産評価5 「借金と相続対策」6 相続に活かす、権利を守るための成年後見制度7 老後の安心設計と公証役場の活用8 争続にならないための法律知識9 贈与25の Q&A10 生命保険と相続対策
研修の成果 及び感想	<p>【学習したこと】</p> <ul style="list-style-type: none">・同じ生命保険の受取金額でも贈与税と相続税と所得税どれになるかで納める税金の額が大きく違う。・生命保険は相続対策になる。・相続税の総額の出し方についておおまかな基準(確実に相続税申告がいる人、申告がいない人、納税対策が必要な人)を勉強し、概要を理解した。・相続における3つの対策は「節税対策」「遺産分割対策」「納税対策」である。しかし、この3つは全くの別のベクトルをむくことがある(むしろ多くのパターンで別の方向を向いている)。依頼者がどのような相続を望んでいるかを見極めて、対策をとる必要がある。・遺言書作成にあたり遺言の「付言」を活用する。 <p style="text-align: right;">その他多数</p>

【感想】

今回10講義を聞きましたが、相続を扱うにあたり一番重要なのは「扱う者の人格」だと思いました。講義の中でも、「資格者はこれから飽和時代になるのでどんどん売れ残ってしまう。そうすると生き残るのは人格者である。」と書いていました。また「相続で破たんした関係は99%以上の確率で修復ができない。そうであれば、いかに依頼者及び、その家族、そして一族が幸せになるのかを考えなければならない。それができない人が相続を扱うと余計に関係が壊れてしまう。相続を扱う責任はとても重い。」と書いていたので、扱う立場の人はそれを常に意識して動いていくことが必要だと思いました。

そして、相続の一番重要事項は「**相続発生前に事件に取り組めるか否か**」ということがわかりました。ある事例では、稼業を長男夫婦と営んでおり、最近では長男夫婦がほとんど切り盛りしている事務所兼自宅がありました。それで、もちろん、長男達に事務所兼自宅を被相続人は相続させるつもりでしたし、外の兄弟たちも不満はないだろうと考え、遺言は残しておりませんでした。しかし、実際相続が始まると、兄弟たちは法定相続分を求めてきました。遺言書がないために、被相続人から土地と建物を相続させると約束していても、遺言がないので、立証はできません。そして結局、自宅兼事務所を売り払い、仕事もなくなったそうです。

この事例で一番の失敗原因は、被相続人が遺言を残さなかったことです。遺言さえあれば、遺留分減殺されても代償金をなんとか払えたかもしれません。つまり、相続の一番の対策は発生前に手を打つということです。これはとても難しいことだと思いますが、一番もめないし、得策と言えます。

以上の事から当事務所でも今後相続に力をいれるのであれば

- ①被相続人もしくは相続人にあたる人がHPを見たときに、発生前の相続対策がいかに重要であるかをわかってもらえるコンテンツを用意しておく
 - ②税理士や司法書士、不動産鑑定士などのネットワークを強化しておく
 - ③相続を扱うにあたり責任を持ち、人格者になれるよう日々努めること
 - ④遺言書の構成や【付言】の書き方を知っておく 等
- が重要です。

今回、前半の講義に参加して思ったのは、日々努力する必要があることです。参加者の多くは、代表取締役や士業の先生ばかりで、みなさん日々勉強すること、続けること、依頼者のために仕事をすることをモットーとされていました。とても感銘を受けました。私も今後の方針について検討し、資格を取得していけるよう努力したいと思います。

添付資料

受講者

林咲

